

北海道北見緑陵高等学校

生徒心得

私達は、北見緑陵高等学校の生徒として誇りと自覚をもち、健全で明るい学校生活を送るため、自発的に生徒心得を遵守して、良き校風をつくるよう努めなければならない。

(礼 儀)

- 1 校内においては、教職員及び来訪者に対して会釈を忘れぬこと。
- 2 授業の開始、終了時には、正しく起立して礼を行うこと。
- 3 生徒相互においても進んであいさつを交わすよう努めること。
- 4 言葉遣いや態度は、常に丁寧にし、粗暴にならないようにすること。
- 5 年長者に対しては、正しい敬語を使うように心掛けること。

(服 装 等)

- 1 服装は、その人の品位を表すものであり、常に端正なものを着用する。
- 2 通学には制服を着用し、男女とも上下服には、刺繍またはフロッキーを貼付すること。男子は、詰め襟の標準型、女子はセーラー服とし、本校指定のものであって変形は一切認めない。ネクタイの長さは結び目より20cmとする。
- 3 夏季略装期間中（おもに6月～9月）男子は原則として白開襟シャツまたは白ワイシャツとし、女子は白のセーラー服とする。
- 4 男子は右襟に学年章、左襟に校章バッジをつける。女子は胸ポケット右側に校章バッジ、左側に学年章をつける。
- 5 女子のスカート丈は膝皿の下とする。またハイソックスは黒・紺色とする。（ルーズソックス等の禁止）
- 6 女子のカーディガンについては指定とする。サイズ等だらしないようにすること。登下校時においても、指定以外のカーディガンの着用は認めない。
- 7 上靴は学校指定のものとする。通学用の外靴については、派手なものは禁ずる。また、かかとの高いもの、サンダルなどは認めない。
- 8 冬物の靴、ゴム長、ブーツ（防寒靴）は、標準型とし、華美なものは認めない。またブーツはかかとの低いものとする。
- 9 コートは、派手なデザインのものは認めない。ジャンパー、ウインドブレーカー等の色も同様とし、革ジャン、Gジャンなどは認めない。
- 10 スキーウェアについては、授業時に使用するものとし、授業日の登下校のみ着用を認める。
- 11 頭髮については、清楚を旨とし、高校生らしい髪型にすること。パーマ、ウェーブ、カール、脱色変色、付け毛などは禁止する。
- 12 ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレットなどの装飾品は認めない。
- 13 通学には学生らしい鞆を使用すること。
- 14 やむを得ない理由のため規定以外の服装などをしなければならない場合は、「異装届」を提出し、許可を受けること。

(校 内 生 活)

- 1 SHR開始5分前（8：25）には登校すること。
- 2 遅刻した場合は、職員玄関で「遅刻届」に記入の上、職員室で「入室許可」を受け、教室へ入り教科担任またはHR担任に提出すること。
- 3 欠席・欠課・早退等は生徒手帳の諸届欄を使用し、所定の手続きをすること。
- 4 校舎、施設及び校具などを使用するときは、必ず管理責任者の許可を得ること。
- 5 校舎、施設及び校具などを破損したときは、速やかに教員に届け出ること。破損については弁償するものとする。
- 6 校舎への出入りは、必ず定められた場所を利用し、立ち入り禁止区域には許可なく出入りしないこと。
- 7 生徒間においては、物品の売買や金銭の貸借は行わないこと。

- 8 所持品にはすべて記名し、紛失しないよう心掛けること。
- 9 特に金銭など貴重品の管理に留意し、必要により教員や担任等に預けること。
- 10 所持品を紛失したり、拾得物のあったときは、速やかに担任に届け出ること。
- 11 教科書をはじめ私物は許可を受けたもの以外はすべて持ち帰ること。
- 12 下校時刻は原則として平日 16 : 50、部活動等は 18 : 00 とする。
 - 18 : 00 以降、残留する場合は「残留願」を生徒指導部に提出し、許可を受けること。
- 13 休業日に部活動などで校舎等を使用するときは「校舎等使用願」を生徒指導部に提出し、許可を受けること。この場合顧問などの付き添いを必要とする。
- 14 休業日の登下校については、次の事項を遵守すること。
 - (1) 登下校の服装は制服とする。ただし、部活動を行うため、顧問が必要とした場合には、ジャージ登校（学校指定または部活動指定）を認めることもある。
 - (2) 許可された場所以外は使用しないこと。
 - (3) 使用した場所は清掃し復元すること。
 - (4) 下校時刻を遵守すること。
- 15 校内においては、火気（ヒーター、コンロ等）の使用を禁止する。
- 16 学校生活に不必要なものは持参しない。
- 17 携帯電話の所持は認める。ただし使用者として次のマナーを守り正しく利用すること。
 - (1) 使用時間・・・校内においては、休み時間および放課後とする。授業中は電源を切ること。
 - (2) 使用場所・・・公共の場では使用を禁止する。
 - (3) その他・・・使用料金が多額にならないよう注意すること。出会い系サイトの利用は禁止する。悪質な商法の被害に遭わないよう十分注意すること。使用者としてのマナーを身につけること。インターネット等を利用した犯罪等に関わらないこと。
- 18 個人を尊重し、「いじめ」等のない生活をする。

(校 外 生 活)

- 1 夜間の外出は、保護者に行き先等を明らかにし、午後 9 時までに帰宅すること。外泊は原則として認めない。
- 2 パチンコ店、マージャン荘、ゲームセンター、酒類を提供する飲食店などの風俗営業店及び高校生にふさわしくない場所への出入りは禁止する。カラオケ店は保護者同伴のみ利用を認める。
- 3 旅行するときは、保護者の「同意書」添え「旅行願」を担任に提出すること。
- 4 キャンプ、海水浴、登山、スキーなどの旅行は、成人の付添者のあることを要し、保護者の「同意書」を添え「旅行願」を担任に提出し、許可を受けること。
- 5 アルバイトは必要最小限と定めるようにし、保護者の許可を受け、事前に所定の届出書を HR 担任に提出し、学校の承認を得ること。
 - (1) 生徒のアルバイトにおける禁止事項
 - ① 実働 8 時間を超えるもの。
 - ② 午前 6 時以前（新聞配達を除く）、午後 8 時以降の就労。
 - ③ 酒を扱う飲食店及び接客の仕事。
 - ④ 危険な作業や高校生として好ましくない仕事。
 - (2) アルバイト禁止期間
定期考査の 1 週間前から考査終了までの期間は学習専念期間のため禁止する。
- 6 交通道德及び交通法規を遵守し、特に交通機関を利用する生徒は、他の乗客の迷惑にならないよう心掛け、バスの整列乗車の励行、待合室やバス停におけるマナーについて留意すること。
- 7 自転車通学を希望するものは、「自転車通学届」を生徒指導部に提出し、許可を受けること。自転車は荷台をはずし、許可ステッカーを貼付すること。
- 8 バイク・車の免許の取得は禁止する。ただし、3 学年で就職の決定をした者から、11 月より自動車学校への入校を許可する。
- 9 公共の場でのマナーを守り、他から批判されるような行動は慎む。

部活動に関する規定

(心得)

- 1 部活動は、「健康と安全」、「責任」、「予算」、「学習時間の保証」、「家庭生活の保証」、「活動環境」、「活動を通しての社会性・マナー」、「学校が行う教育活動」など総合的な配慮に基づいて行う。

・原則として、複数の部・局活動・対外活動に参加することはできない。ただし、活動に支障がない場合で当該部活動等の顧問が認めた場合は、この限りではない。
・対外活動等の参加に関する旅費等の支出は、別に定める。

(活動時間)

- 2 活動（練習）時間については次の各項による。
 - (1) 平日の活動は18:00までを標準とする。
 - (2) 休業日、祝祭日は17:00までとする。
 - (3) 必要に応じて「延刻届」を提出し、19:00まで活動することができる。
 - (4) 長期休業中は(2)に準ずるものとし、適宜休日設けるものとする。

・校外の施設を利用する場合もこの規定に従うものとする。ただし、延刻は認めない。
・長期休業中は延刻を認めない。
・屋外の部活動については、延刻を20:00まで認める。ただし、10月末以降は延刻を認めない。

(練習試合及び交歓会)

- 3 練習試合及び交歓会については次の各項による。
 - (1) 練習試合及び交歓会等他団体との交流は、年間計画に基づき、部顧問を通じて事前に生徒指導部に届け出の上、校長の承認を得るものとする。
 - (2) 授業に支障なく、原則として宿泊を要しないこと。
 - (3) 北見市内校の場合は回数を制限しない。
 - (4) 市外・管外の場合は、年に7回以内とする。

・特別な事情により宿泊を要する場合は、事前に体文委員会に申請し、委員会及び校長の承認を得ること。

(文化部の管内・管外の活動)

- 4 文化部の管内・管外の活動については次の各項による。
 - (1) 活動、研究内容が地域性をもち、体育・文化振興委員会が認めたものに限り、年3回以内で認める。
 - (2) 管外の活動については認めない。

・年間計画に基づくものに限る。

(合宿)

- 5 合宿については次の各項による。
 - (1) 合宿を認めるのは長期休業期間中とする。
 - (2) 合宿の目的、必要経費等を事前に保護者に周知し、許可願、計画書、参加者名簿及び保護者の承諾書を添えて生徒指導部に提出する。
 - (3) 期間は旅行日も含めて1週間以内とし、年間2回までとする。
 - (4) 合宿所については適切な場所を選び、事前に承認を得る。
 - (5) 合宿中は、最小限1名の顧問の付き添い指導を必要とする。
 - (6) 参加心得は「対外行事参加規定」の第2条に準ずるものとする。

・強化指定合宿については、別途審議する。
・長期休業には、年度末年度初めの休業及びゴールデンウィークを含む。

附 則 この規定は平成10年 4月 1日から施行する。
この規定は平成23年 4月 1日から施行する。

北海道北見緑陵高等学校

生徒会規約

本会は学校教育活動の一環として、本校の教育目標にのっとり、人間尊重の精神に基づいて民主的に運営し、校則を守り輝かしい校風の樹立と将来の良き公民となる資質の陶冶を目指し、ここにわたくしたちは北海道北見緑陵高等学校生徒会の規約を定めます。

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は北海道北見緑陵高等学校生徒会と称する。
第 2 条 本会は、本校に在籍する生徒全員をもって構成する。

第 2 章 組 織

- 第 3 条 本会の会長は全会員の選挙により選出され、会を代表する。
第 4 条 本会はその目的達成のため、次の機関をおく。
1 代議委員会
2 執行委員会
3 常任委員会
4 会計監査委員会
5 選挙管理委員会

第 3 章 代議委員会

- 第 5 条 代議委員会は、本会の最高議決機関である。
第 6 条 本委員会は、各ホームルームより選出された 2 名の代議委員で構成する。
第 7 条 本委員会の議長は、全会員の選挙により選出される。
第 8 条 議長は副議長 2 名を指定し、本委員会の承認を得て議長団を組織する。
第 9 条 本委員会は年 2 回定期に開くものとする。ただし、次の場合には議長がこれを召集する。
1 代議委員の 3 分の 1 以上の要請があるとき。
2 会長の要請があるとき。
第 10 条 本委員会は、次のことを審議する。
1 規約改正の発議に関すること。
2 活動計画に関すること。
3 予算、決算に関すること。
4 部・同好会の改廃、設置に関すること。
5 執行部並びに議長団の承認に関すること。
6 その他必要なこと。
第 11 条 本委員会は代議委員の 4 分の 3 以上の出席をもって成立する。
第 12 条 本委員会の議決は、出席代議委員の過半数の賛成を必要とする。

第 4 章 執行委員会

- 第 13 条 本委員会は執行部並びに各常任委員長で構成し、会長が最高責任者として会務を執行する。
- 第 14 条 会長は、次の執行部員を指名し、代議委員会の承認を得て執行部を組織する。
副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名、執行委員 若干名
- 第 15 条 執行部員の任務は次のとおりとする。
- 1 副会長は会長を補佐する。
 - 2 書記は、本会の記録及び文書の保管に当たる。
 - 3 会計は本会の経理に当たる。
- 第 16 条 本委員会は、次のことを協議、執行する。
- 1 代議委員会提出議案の立案作成に関すること。
 - 2 代議委員会での議決事項の執行に関すること。
 - 3 その他必要なこと。

第 5 章 常任委員会

- 第 17 条 本会に次の常任委員会をおく。
- 1 文化委員会
 - 2 体育委員会
 - 3 規律委員会
 - 4 保健委員会
 - 5 交通安全委員会
- 第 18 条 各常任委員会の任務は次のとおりとする。
- 1 文化委員会は本会の文化的活動に当たる。
 - 2 体育委員会は本会の体育的活動に当たる。
 - 3 規律委員会は、会員の規律ある生活の維持向上に努める。
 - 4 保健委員会は、会員の環境の美化及び健康安全に関する活動を行う。
 - 5 交通安全委員会は、会員の交通安全意識の高揚に努める。
- 第 19 条 各常任委員会は、各ホームルームから選出された委員で構成する。
- 第 20 条 各常任委員会は、委員より選出された次の役員をおく。
- 1 委員長 1 名
 - 2 副委員長 1 名
- 第 21 条 委員長は、執行部との連携のもとに任務の遂行にあたり副委員長は委員長を補佐する。

第 6 章 会計監査委員会

- 第 22 条 本委員会は、代議員から選出された 1 名の会計監査委員長並びに 2 名の会計監査委員で構成する。
- 第 23 条 本委員会は、本会の決算を監査し、その結果を代議員会で報告する。

第 7 章 選挙管理委員会

- 第 24 条 本委員会は、各ホームルームから選出された選挙管理委員で構成し、委員長をおく。
- 第 25 条 本委員会は、会長と議長の選挙を管理し、選挙の方法は別に定める選挙規程による。

第 8 章 任 期

- 第 26 条 各役員及び委員の任期は次のとおりとする。
- 1 会長並びに執行部の役員は 1 年とする。
 - 2 議長並びに副議長は 1 年とする。
 - 3 代議委員（ルーム長、副ルーム長）は半年とする。
 - 4 各常任委員は半年とする。
 - 5 選挙管理委員は 1 年とする。

第 9 章 外局・部・同好会

- 第 27 条 外局・部は有志の会員をもって組織し、局長及び部長をおく。
第 28 条 同好会の活動は部に準ずる。ただし、予算は配分されない。
第 29 条 外局・部・同好会に関する規程は別に定める。

第 10 章 会 計

- 第 30 条 本会は、会員の納める会費などで運営される。
第 31 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 11 章 改 正

- 第 32 条 本会規約の改正は代議委員の 3 分の 2 以上の賛成で発議され、会員の投票において、その過半数の賛成を必要とする。

第 12 章 付 則

- 第 33 条 本規約は、昭和 58 年 7 月 1 日より施行する。
本規約は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

外 局 細 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この細則は、生徒会規約第 29 条に基づき外局の組織・運営などに関して定めるものとする。
- 第 2 条 外局は本校教員を顧問とし、その指導のもとに生徒会活動の促進を図るとともに、会員の文化、福祉の向上に寄与する活動を行うことを目的とする。

第 2 章 組織と運営

- 第 3 条 本会に外局として放送局、新聞局および図書局をおき、執行委員会の指導のもとにその活動を行う。
- 第 4 条 各局は、顧問の指導のもとに局長と副局長をおく。
- 第 5 条 局長、副局長は局内の統率に当たりその責任を負うほか、次の任務を行う。
- 1 生徒会より要請のあった会議への出席。
 - 2 局の備品・器具の管理。
 - 3 会計監査委員会の要請した報告書の作成。
- 第 6 条 各局の運営は原則として生徒会予算の配分の中で行われる。
- 第 7 条 放送室、器具、局室などの使用については、学校の指導に従うこと。

第 3 章 活 動

- 第 8 条 各局は、生徒会規約前文及び本細則第 2 条の目的をふまえ、生徒会の方針に基づいた年間計画をたてて活動すること。
- 第 9 条 放送局は、次の各項によって活動しなければならない。
- 1 校内放送の時間は昼休み、放課後及び生徒会関係時間とし、その時間以外は放送室に出入りしないこと。
 - 2 放送内容、取材については、事前に顧問の指導を受けること。
- 第 10 条 新聞局は、次の各項によって活動しなければならない。
- 1 発行するすべての印刷物の内容は、事前に顧問の指導を受けること。
 - 2 局員は生徒会のすべての委員会、団体で取材することができるが、その場合は事前に各責任者の許可を受けなければならない。
 - 3 広告料は顧問の指導のもとに局の運営費にすることができるが、そのすべてを会計監査委員会に届け出なければならない。
- 第 11 条 図書局は、次の各項によって活動しなければならない。
- 1 顧問の指導のもとに図書や文献などを収集、整理して生徒の教養と学術の研究に資し、その向上を図ることを目的とする。
 - 2 図書館活動に必要な事柄を積極的に行う。
- 第 12 条 各局が第 9、10、11 条に定められた以外の活動をする場合は部・同好会細則に準じるものとする。

第 4 章 付 則

附 則	この細則の改廃は、代議委員会において行うものとする。
附 則	この細則は昭和 5 8 年 7 月 1 日から施行する。
附 則	平成 2 3 年 4 月 1 日一部改正

部・同好会細則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この細則は生徒会規約第 29 条に基づき、部・同好会の組織、運営などに関して定めるものとする。
- 第 2 条 部・同好会は本校教員を顧問とし、その指導のもとに生徒会活動の推進を図るとともに、各人の才能を生かし、気力、知力、体力を養うことを目的とする。

第 2 章 設立及び改廃

- 第 3 条 部・同好会の設立及び改廃に関する審議は、代議委員会において行う。
- 第 4 条 部設立の条件は次のすべてを満たした場合とする。
1. 正常な部活動に必要な同好会員が在籍していること。
 2. 顧問教師がいること。
 3. 活動場所があること。
 4. 同好会として 2 年以上の正常な活動実績を有すること。
- 第 5 条 同好会設立の条件は次のすべてを満たした場合とする。
1. 部に準ずる活動に必要な入会希望者がいること。
 2. 顧問教師がいること。
 3. 活動場所があること。
- 第 6 条 同好会は生徒会予算の配分を受けられない。
- 第 7 条 部の休部の条件は次のいずれかに該当する場合とする。
1. 6 か月以上活動を停止していた場合。
 2. 本校または部としての品位を著しく汚した場合。
 3. 以上の各項に該当していても、代議委員会で特別な事情と認められ場合は活動することができる。
- 第 8 条 休部の期間はあらかじめ代議委員会で明示する。
- 第 9 条 部廃止の条件は、次のいずれかに該当する場合とする。
1. 正常な部活動の継続が見込めない場合。
 2. 本校または部としての品位を著しく汚した場合。
 3. 顧問教師がいない場合。
- 第 10 条 部・同好会の設立・改廃に関する申し立ては執行部から代議委員会議長に提出するものとする。

第 3 章 運 営

- 第 11 条 各部・同好会は、顧問の指導のもとに部長、副部長をおく。
- 第 12 条 部長、副部長は部・同好会の統率に当たりその責任を負うほか、次の任務を行う。
1. 生徒会より要請のあった会議への出席。
 2. 部の備品・用具の管理。
 3. 会計監査委員会の要請した報告書の作成。

- 第13条 各部は運営費として生徒会より予算の配分を受けることができる。ただし、同好会はこの限りでない。
- 第14条 部室の使用については、学校の指導に従うこと。

第4章 活 動

- 第15条 各部は、学校長の認めた校外の各種行事、競技会に参加することができる。
- 第16条 各部・同好会は、日頃の活動の成果を校内において発表、展示することができる。ただし、その実施要領、場所、期日については事前に顧問を通して学校に届け出た上、許可をうけること。
- 第17条 すべての部・同好会は特別の事情がない限り、校内の行事に参加協力しなければならない。
- 第18条 すべての会員は、原則として2つ以上の部に所属することはできない。ただし、活動日が異なり、当該の部活動の活動に支障がない場合で、当該部活動の顧問が認めた場合は、複数の部活動・外局に所属することができる。また、その他特別な事情においては、審議を経て活動を認める場合もある。
- 第19条 すべての部・同好会は会計監査委員会から要請された場合、その活動状況を報告しなければならない。

第5章 付 則

- 附 則 この細則の改廃は、代議委員会において行うものとする。
- 附 則 この細則は昭和58年7月1日から施行する。
- 附 則 この細則は平成23年4月1日一部改正し施行する。
- 附 則 この細則は平成27年4月1日一部改正し施行する。

選 挙 規 程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は、北海道北見緑陵高等学校生徒会選挙規程と称する。
第 2 条 本規程は、本会の会員ならびに代議委員会議長の選挙について定めるものとする。

第 2 章 選挙権・被選挙権

- 第 3 条 選挙権は、全会員が有する。
第 4 条 被選挙権は、選挙管理委員を除く全会員が有する。

第 3 章 選挙管理委員会

- 第 5 条 選挙管理委員会は次の業務を行う。
1 選挙告示
2 立候補者届出の受付
3 立会演説会の開催とその運営
4 その他の選挙管理業務

第 4 章 立 候 補

- 第 6 条 立候補者は、立候補届出書に責任者の連署および必要事項を記入して、告示後 1 週間以内に選挙管理委員会に提出しなければならない。
第 7 条 立候補者が立候補を取り消す場合は、投票日の 3 日前までに、選挙管理委員会にその理由を明記して届けなければならない。

第 5 章 選挙運動

- 第 8 条 運動期間は、立候補届出完了後より投票日の前日までとする。
第 9 条 選挙運動は、立会演説会・ポスター等の選挙管理委員会で承認した方法で行う。
第 10 条 選挙運動の禁止行為を次のように定める。
1 選挙管理委員の選挙運動
2 他の立候補者の名誉を侵害する言動
3 指定箇所以外でのポスター掲示
4 その他、選挙管理委員会で不当と認めた行為

- 第 11 条 ポスターは選挙管理委員会が配布したものを用い、選挙管理委員会の承認印を必要とする。
- 第 12 条 選挙違反の確認は、選挙管理委員会が行う。

第 6 章 投票・開票

- 第 13 条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成したものを用いる。
- 第 14 条 立候補者が 1 名の場合、信任投票を行う。
- 第 15 条 開票に際しては、立候補者の立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。
- 第 16 条 次の投票は無効とする。
- 1 正規の投票用紙を使用していないもの。
 - 2 立候補者以外の氏名を記入したもの。
 - 3 その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの。

第 7 章 当 選

- 第 17 条 有効投票数の過半数の支持、または信任をうけた者は当選とする。
- 第 18 条 前条に該当する者のない場合には、上位 2 名による決選投票を行い、これによって決定する。

第 8 章 改 正

- 第 19 条 本規程の改正は代議委員会で審議し、代議委員の 3 分の 2 以上の賛成で決定する。

別 掲

「自動車運転免許取得規定」

自動車運転免許取得の条件と遵守すべき事項

①自動車運転免許取得希望生徒は、必ず保護者の承諾を得ること。

- (A) 説明会に保護者と生徒の2人が出席し、学校の許可を受ける。
(B) 説明会に保護者が出席できない場合は、後日、保護者と生徒が
担任または生徒指導部から説明を受けた後に許可証を発行する。

②自動車学校・自動車教習所入校の許可時期

- (A) 就職先内定者(自家就職を含む)
11月1日から入校を許可する。
(B) その他の生徒全員(進学合格者、就職・進学先未定者)
後期中間考査終了後から入校を許可する。

※自動車学校(又は教習所)に入校手続きをする際には、
高校が発行する【**許可証**】を呈示すること。

③公安委員会での学科試験は3月1日以降に受験するものとする。

進路など特別な事情で3月1日より前に免許を取得しなければならない場合は、必要書類を提出して許可を得る。
許取得後は、運転免許証を学校で保管することとし、卒業するまでは決して車の運転はしない。

④受講は放課後の時間帯のみとする。

⑤定期考査1週間前及び考査期間中は受講を停止する。

⑥規定に違反した場合、無断(許可証なし)で自動車学校・教習所に入校した場合、あるいは免許を取得した場合は特別指導の対象となる。

⑦仮評定『1』を有する場合、及び欠課時数が『2割』を越えている場合、自動車学校(教習所)への入校は許可されない。(既に入学した者については、受講を停止し、評定・時数ともに回復するまで受講できない)

⑧仮免許及び卒業検定については、長期休業中か家庭学習期間に受検することとし、学校を欠席しての受検は認めない。

校 長	教 頭	事務長	生徒指導部印	担任印

平成 年 月 日

北海道北見緑陵高等学校長 様

自動車学校(教習所)入校許可願

下記 自動車学校(教習所)の入校許可をお願いします。

自動車学校・教習所名: _____自動車学校 ・ 教習所

内定先事業所名(含自営)

または進学先名

3年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 _____ 印

----- < キ リ ト リ > -----

平成 年 月 日

許 可 証

下記生徒 _____ 自動車学校 ・ 教習所 への入校を許可します。

3年 組 番 生徒氏名

北海道北見緑陵高等学校長 印